

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管22本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気圧縮機(A、B)の高圧吐出弁(4弁)点検において、シートリークが認められたため、当該弁を交換。	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)ディーゼル機関点検時、過給器冷却水入口フランジ接続部に漏えい跡が認められたため、当該フランジ接続部を補修。	D	
4	1号機	原子炉隔離時冷却ポンプ吐出圧力伝送器点検において、計器精度に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
5	1号機	第1給水加熱器(C)ドレン液位高スイッチのベント弁点検時、操作不能(固着)が認められたため、対応検討。	D	
6	1号機	第1給水加熱器(B)ドレン液位高高スイッチのベント弁点検時、操作不能(固着)が認められたため、対応検討。	D	
7	1号機	補機冷却海水系配管点検時、同入口配管に内面ライニングの劣化(膨れ、ピンホール)が認められたため、当該劣化部を補修。	D	
8	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関付動弁注油ポンプ用電動機点検において、カップリング内径及び軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
9	1号機	所内電源設備480Vパワーセンター1C-1(7A)点検において、盤内押しボタンスイッチに破損が認められたため、当該押しボタンスイッチを交換。	D	
10	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)燃料移送ポンプ(A)用電動機点検において、電源端子箱及びファンカバーに腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
11	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(H)用電動機点検において、電源端子箱及びファンカバーに腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
12	2号機	残留熱除去機器冷却系(A系)調圧タンク(A)水位制御弁の状態表示ランプにおいて、「全閉」にも係わらず緑ランプの不点灯が認められたため、当該弁リミットスイッチを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器電解鉄イオン供給隔離第一次弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
14	1,2号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物固型化装置用水の積算流量計において、ストレーナ詰まりによる積算不良が認められたため、当該装置用水槽を清掃。	D	
15	3,4号廃棄物処理設備	計装用分電盤点検において、回路No.27(高電導度廃液系中和装置制御盤)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、調査及び対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353